

長野県告示第547号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成19年10月25日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
独立行政法人国立病院機構東長野病院	長野市上野2丁目477番地	平成22年10月24日

医療政策課

長野県告示第548号

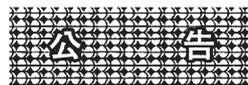
飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年10月25日

長野県知事 村井 仁

- 作業種類
公共測量（都市計画基本図作成）
- 作業期間
平成19年7月23日から平成19年9月28日まで
- 作業地域
飯田市 大平地区

土木政策課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年10月25日

長野県知事 村井 仁

- 申請のあった年月日
平成19年9月26日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人ホットラインながの
- 代表者の氏名
諏訪部 真
- 主たる事務所の所在地
長野市西三才2184番地1
- 定款に記載された目的

この法人は、独居高齢者や要介護者及びその親族に対して、生活上の種々の相談に応じ、情報提供ならびに支援事業を行い、緊急時や災害時における救援等、高齢者や障害者にとって、安心して安全なホットなまちづくりに努め、地域社会に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年10月25日

長野県知事 村井 仁

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ松代店
長野市松代町西寺尾上高相1214ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称（氏名）及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
株式会社中島薬局
須坂市墨坂2-7-12-2F ほか
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年6月12日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,332平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 210台
 - (2) 駐輪場の収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の面積 269平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 141立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ツルヤ	午前9時30分 但し、週1日 午前9時、 年間5日以内 午前8時	午後8時00分
株式会社中島薬局		
未定(和洋菓子店)		
未定(生花店)		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後8時30分まで
但し、年間5日以内 午前7時30分から午後8時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 8か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばきを行うことができる時間帯
1	午前5時から午後8時まで
2	午前9時から午後5時まで

- 8 届出年月日
平成19年10月9日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成19年10月25日から平成20年2月25日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり開催する旨通知がありました。

平成19年10月25日

長野県知事 村井 仁

- 1 講習会を開催する指定講習機関
長野県家畜商業協同組合
- 2 開催日時
平成19年11月29日(木)から11月30日(金)

午前9時から午後5時まで

- 3 開催場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁 西庁舎302号会議室
 - 4 講習科目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令について 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴について 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間
 - 5 受講申込手続
 - (1) 提出書類
受講申込書(写真欄に写真を貼ってください。)(別記様式)
 - (2) 家畜商講習手数料
家畜商講習手数料(テキスト代及び受講料)7,000円は、講習会初日に会場受付で納付してください。
 - (3) 受付期間
平成19年11月1日(木)から11月20日(火)まで。
(郵送による場合は、平成19年11月20日の消印のあるものに限ります。)
 - (4) 受付場所
長野市大字南長野字幅下692-2 (〒380-8570)
長野県庁東庁舎内
長野県家畜商業協同組合事務局
 - (5) 申込方法
受講申込書の所定欄に記入の上、受付期間内に持参されるか、郵送を希望される場合は80円切手を貼った受講票送付先明記の封筒(定型)を同封して郵送してください。
 - 6 修了証明書の交付
講習会の全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付します。
 - 7 その他
この講習会については、長野県家畜商業協同組合事務局(電話 026-232-5339、FAX 026-232-5340)にお問い合わせください。
(別記様式)
- 家畜商講習会受講申込書
平成 年 月 日
- 長野県知事指定講習機関
長野県家畜商業協同組合長 殿
- 住 所
氏 名
- 家畜商法(昭和24年法律第208号)第3条第2項第1号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・申込み前6月以内に撮影したのもの
- ・帽子をとって正面から写したもので本人と確認できるもの
- ・縦6センチメートル横5センチメートル程度のもの

畜産課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月25日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用パーソナルコンピュータ53台及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年12月1日から平成24年11月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県農政部農地整備課

電話 026 (235) 7241

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年11月5日 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年11月2日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県農政部農地整備課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を平成19年10月31日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までの間に競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月25日

長野県諏訪地方事務所長 山 田 隆

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

重油（A重油1種2号） 52,000リットル

(2) 物品等の特質

入札説明書によります。

(3) 契約期間

契約の日から平成20年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1-1644-10

長野県諏訪地方事務所 地域政策課

電話 0266(57)2900

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所(郵送による入札は認めません。)
ア 日時 平成19年11月8日 午後2時
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 5階502号会議室
 - (3) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月5日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
上記書類の提出がない者は、入札に参加できません。
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月25日

長野県佐久地方事務所長 木 曾 茂

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成19年度県営住宅東小諸団地外5団地受水槽及び高架水槽
清掃等業務
- (2) 役務の特質
県営住宅団地の受水槽及び高架水槽の清掃
- (3) 履行期間
平成19年11月21日から平成20年1月21日まで
- (4) 履行場所
小諸市甲1574-1
県営住宅東小諸団地外5団地
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第5号の事業の登録を受けている者であること。
- (5) 佐久地方事務所管内及び上小地方事務所管内に本社を有する者であること。
- (6) 過去に3階建て以上の共同住宅において受水槽及び高架水槽の清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市大字跡部65-1

長野県佐久地方事務所 建築課

電話 0267(63)3159(直通)

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年11月12日(月) 午前10時
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 302号会議室

- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月6日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住 宅 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月25日

長野県大町建設事務所長 三井 宏 人

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び数量
- ア 物品
A重油(JIS規格1種2号)
- イ 数量(予定数量)
別表のとおり
- (2) 納入期限
契約締結日の翌日から平成20年3月31日までの間で別に定める日
- (3) 納入場所
別表のとおり
- (4) 入札方法
納入場所ごとに1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が一の納入場所における調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
大町市大町1058-2
長野県大町建設事務所 総務課
電話 0261(23)6530
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 別表のとおり
- イ 場所 大町市大町1058-2
長野県大町合同庁舎401、402号会議室
- (3) 郵送入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月8日(木)午後2時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	数量 (予定数量) (リットル)	納入場所	開札の日時	等級区分
A重油	160,000	国道148号 小谷村 雨中無散水消雪ボイ ラー施設	平成19年11月 12日 午後1時30分	A以上
A重油	120,000	国道148号 小谷村 月岡無散水消雪ボイ ラー施設	平成19年11月 12日 午後2時	A以上
A重油	95,000	国道148号 大町市 木崎無散水消雪ボイ ラー施設	平成19年11月 12日 午後2時30分	B以上

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月25日

長野県須坂建設事務所長 田中 利喜夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成19年度県単道路情報板点検業務委託
- (2) 役務の特質
道路情報板点検業務委託
- (3) 履行期間
契約締結日から60日間
- (4) 履行場所
国道406号 須坂市仙仁他
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去10年間に通信施設点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ

先

須坂市大字須坂中繩手1699-11
長野県須坂建設事務所 総務課
電話 026 (245) 1670

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年11月8日(木) 午後1時30分
イ 場所 長野県須坂建設事務所 2階会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書を平成19年11月1日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月25日

長野県諏訪建設事務所長 平沢 清

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
水門の放流警報設備点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
契約締結の日から90日間
- (4) 履行場所

岡谷市湊 釜口水門他

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種同規模のダム、堰又は水門の通信設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川一丁目1644-10
長野県諏訪建設事務所 総務課
電話 0266(57)2934

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年11月15日(木) 午前11時
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 502号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月8日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月25日

長野県飯田建設事務所長 北原正義

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成19年度県単水防管理業務に伴う雨量計再検定業務
- (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成20年3月10日まで
- (4) 履行場所
長野県飯田建設事務所管内
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の観測機器検定業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2-678

長野県飯田建設事務所 総務課

電話 0265 (53) 0449

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年11月8日(木) 午前11時
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 502号会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月2日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月25日

長野県長野建設事務所長 吉池茂昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
裾花ダム洪水吐放流設備保守点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書のとおりです。
- (3) 履行期間
契約締結の日から約60日間
- (4) 履行場所
長野市小鍋 裾花ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去にダムゲート設備の保守点検の履行実績又は工事実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1

長野県長野建設事務所 総務課

電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年11月15日(木) 午前11時
イ 場所 長野県長野合同庁舎 504号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月9日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月25日

長野県中野実業高等学校長 古厩文宣

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入をする物品等及び数量
パーソナルコンピュータ41台及び付属機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 借入期間
平成20年1月1日から平成25年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
長野県中野実業高等学校
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
- (1) 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成19年10月25日から10月31日までの土曜日及び日曜日を除

く毎日午前8時30分から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
中野市三好町2丁目1番53号
長野県中野実業高等学校
電話 0269(22)2141

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年11月20日 午後1時30分
イ 場所 長野県中野実業高等学校 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年11月16日午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県中野実業高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課